

**令和 3 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)**

報告書

2022 年 3 月

March, 2022

一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY&ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

目次

I. はじめに	1
1. 事業目的	1
2. 調査体制	2
3. 調査スケジュール	2
II. 電気用品を中心とした製品安全 4 法対象製品のモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認	3
1. 調査概要	3
2. 調査方法	5
3. 調査結果	7
III. 製品安全 4 法対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者の自社サイトの削除に向けた取組	8
1. 調査概要	8
2. 調査方法及び結果	8
IV. 所在地等が不明な販売事業者の実態調査	10
V. 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出	11
1. 法令遵守確認の有効性の確認について	11
2. 製品安全 4 法の法執行面や制度面での課題	13
3. 製品安全 4 法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する今後の取り組み	14

I. はじめに

1. 事業目的

近年インターネット販売における製品安全4法¹対象製品（491品目）に関する法令違反事案が増加している。特に、法令対象製品であるにも関わらず、PSE、PSC等マークや届出事業者名の表示が無い商品を販売する出品者（販売事業者）が多く、販売事業者による法令遵守状況やインターネット販売で購入した製品による重大製品事故の比率の増加傾向が問題視されている。

経済産業省では、製品安全4法に基づくインターネット市場の監視業務については、消費者等からの情報提供に基づく受動監視を主に行っているところであるが、今回の事業においては、国からの受託により、一般財団法人電気安全環境研究所（以下、JETという。）が法令対象製品の中からインターネット市場で販売されることが多く、かつ法令遵守をしていない製品があると考えられる品目を選定し、能動的に販売事業者の法令遵守状況の確認（以下、ネットパトロールという。）を実施するとともに、その能動監視体制の有効性の検証等を行う。

表 I - 1 本調査業務の実施項目と記載の整理

本報告書	実施項目
第II章	電気用品を中心とした製品安全4法対象製品のモール運営事業者サイトのサイト（以下、「モールサイト」という。）を利用した販売事業者の法令遵守確認
第III章	製品安全4法対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者の自社サイトの削除・閲覧停止に向けた取組
第IV章	所在地等が不明な販売事業者の実態調査

¹ 消費生活用製品安全法（以下、「消安法」という。）、電気用品安全法（以下、「電安法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」という。）、ガス事業法（以下、「ガス事法」という。）をいう。

2. 調査体制

本調査業務については、JET内において、3つのチームで分担する体制とした。各チームの主な担当業務を表I-2に示す。

表I-2 JET内における調査体制

調査内容	チーム名	主な担当業務
第II章にかかる調査業務	モールサイトを利用した販売事業者対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 照会対象とする出品物のモールサイト上でのキーワード検索 ● 販売事業者から製品画像を取りよせる等の照会 ● 製品画像を使った法令遵守確認・検証
第III章にかかる調査業務	海外等直販サイト対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 外注先との調整等
第IV章にかかる調査業務	販売事業者の実態把握対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売事業者の実態調査

3. 調査スケジュール

本調査業務の第II章及び第III章は、表I-3で示す全体スケジュールのとおり実施した。

表I-3 全体スケジュール

年	月	第II章	第III章
2021	10	調査票（販売事業者への照会メールの文面等を含む）及び調査対象品目に関する経済産業省との調整	外注先との契約
	11 ～ 12	モール運営事業者との調整を実施し、本調査業務における連絡体制を構築	経済産業省から対象となる30サイトの情報を入手し、外注先に依頼。外注先の業務着手
	11	第1チームの業務実施	
	12	第2チームの業務実施	
2022	1	第3チームの業務実施	中間報告
	2	第4チームの業務実施	
	3	最終報告	最終報告

Ⅱ. 電気用品を中心とした製品安全４法対象製品のモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認

1. 調査概要

製品安全４法対象製品のインターネット上での取引の形態としては、ネットショッピングや、ネットオークションといったものが考えられる。本事業においては、販売事業者の法令遵守確認を行う目的から、ネットショッピングモールの出店者を対象とし、消費者の利用頻度が高いと想定される大手のモールサイトを対象として、モールサイトに出品されている製品に法令上規定されている適切な表示がなされているか等の実態を販売事業者に照会することで調査し、その結果を経済産業省に報告した。

(1) 調査期間

モールサイトでの調査は、第１ターム（２０２１年１１月）から、１ヶ月間を区切りとして第４ターム（２０２２年２月）までの計４回に分けて実施した。

(2) 調査対象

調査対象としたモールサイトは、国内の３サイトとした。

調査対象とした製品安全４法の対象品目は表Ⅱ－１のとおりとし、モールサイトに関係なく共通とした。月に５品目、品目あたり３０製品、計１５０製品の調査を一単位として、２０２１年１１月から２０２２年２月までの４ヶ月間で、キーワードを用いて約６００製品を検索し、このうち、販売事業者のＥ－ｍａｉｌアドレスが確認できた約４１０製品に対して、販売事業者に照会する調査を実施した。

本調査業務で対象とするモールサイト及び品目は、経済産業省と協議して決定した。なお品目選定においては、「インターネット販売において法令違反が多い品目」、「製品に起因する事故が多い品目」を選定することを基本方針とした。

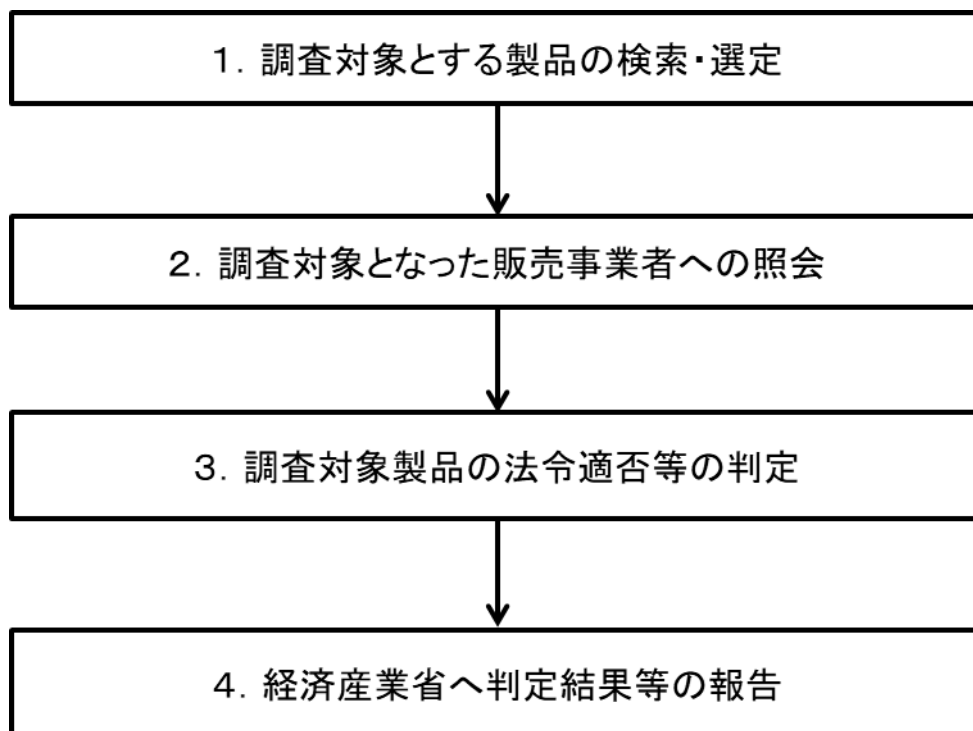
表Ⅱ－１ 調査対象品目

調査時期	品目				
	1	2	3	4	5
第1ターム 2021年11月～	直流電源装置	リチウムイオン蓄電池	エル・イー・ディー・電灯器具	乗車用ヘルメット	カートリッジガスコンロ
第2ターム 2021年12月～				携帯用レーザー応用装置	開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ
第3ターム 2022年1月～				乳幼児用ベッド	開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ（開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器、電気瞬間湯沸器を含む）
第4ターム 2022年2月～					

2. 調査方法

モールサイトでの調査方法は、図Ⅱ－１のとおり。

図Ⅱ－１ モールサイトでの調査方法



(1) 調査対象とする製品の選定

モールサイト内に設けられている商品検索画面から、調査対象とする製品及び販売事業者を選定した。

(2) 調査対象とした販売事業者への照会

調査対象とした販売事業者に対しては、E-mailにより照会票及回答票を表示事例とともに送付し、法令上の規定に基づく表示の有無等の照会を行った。

(3) 調査対象製品の法令適否等の判定

販売事業者から提供された調査票への回答及び製品画像等から、調査対象とした製品に法令上の規程に基づく表示が適切になされているかの確認を行った。

なお参考として、販売の制限及び表示に関連する法令の条項を表Ⅱ－2及び表Ⅱ－3に示す。

表Ⅱ－2 販売の制限及び表示に関する法令の条項

法令	販売の制限	表示
電安法	第二十七条	第十条
消安法	第四条	第十三条
液石法	第三十九条	第四十八条
ガス事法	第一百三十八条	第一百四十七条

表Ⅱ－3に示す法令に関する関連法規とその条項

法令	PSマーク	届出事業者名	定格等の表示
電安法	電気用品安全法施行規則 第十七条		電気用品の技術上の基準を定める省令 第十九条
消安法	経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令 第二十二条	別表第1	
液石法	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令 第二十条	別表第3	
ガス事法	ガス用品の技術上の基準等に関する省令 第二十条	別表第3	

(4) 経済産業省へ判定結果等の報告

(3)の法令適否等の判定が完了したものについては、JETより経済産業省へ、その判定結果等を報告した。

3. 調査結果

(1) 販売事業者への法令順守確認の照会結果

販売事業者への法令遵守確認を実施して得られた結果の事例を表Ⅱ－４に示す。

表Ⅱ－４ 法令適合が確認できなかった事例

製品名品目	事例
リチウムイオン蓄電池	製品本体に、PSマーク、届出事業者の表示があるが、定格等の表示で求めている定格電圧の表示が誤っていた。
エル・イー・ディー・電灯器具	製品本体に、PSマークの表示はあるが、届出事業者の表示がなかった。
直流電源装置	製品本体に、PSマークの表示はあるが、届出事業者の表示がなかった。
電気瞬間湯沸器	販売事業者に在庫がなくPSマークの確認ができなかった。
乗車用ヘルメット	製品本体に、PSマークの表示がなく、商品ページが削除された。
携帯用レーザー応用装置	PSマークの必要性を知らず、海外の規格に適合していればよいと誤解していた。商品ページは削除された。
乳幼児用ベッド	PSマークの必要性を知らず、海外の規格に適合していればよいと誤解していた。商品ページは削除された。
カートリッジガスこんろ	製品本体に、PSマークの表示がなく、並行輸入品であるため表示不要と誤認したと回答があった。
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ	製品本体に、PSマークの表示があったが、特定液化石油ガス器具に付すマークであった。
開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器	誤って取扱いのない製品を出品していたとして、商品ページは削除された。

Ⅲ. 製品安全 4 法対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者の自社サイトの削除に向けた取組

1. 調査概要

経済産業省より提供されるリストに掲載された製品安全 4 法違反となる製品を取り扱う海外等直販サイト（以下、「海外等直販サイト」という。）（20 サイト）を削除・閲覧停止とする目的のため、当該サイトを登録するレジストラ、ホスティングサービス提供事業者等（以下「レジストラ等」という。）に対して、適切な方法で当該サイトの削除要請を行った。削除要請を行う際には、事前に経済産業省と対応方針等を調整の上、実施した。

要請後は、レジストラ等が、当該サイトに対し、削除・閲覧停止の措置を取ったか確認を行い、適切な対応がなされなかった場合は、改めて要請を行う又は他のレジストラ等に要請する等、適切な措置を講じた。

また、レジストラ等に対して要請を行った場合は、当該レジストラ等が措置を取った後も他のサーバーにサイトを移転する等して引き続き閲覧可能となる可能性があることから、当該サイトについて 2022 年 3 月 18 日まではフォローアップを行うこととし、他のサーバーへの移転が認められた場合は、改めて削除要請を行った。

また、本事業が開始されるまでに、過去に経済産業省によりレジストラ等へ削除要請を行い、既に削除・閲覧停止がされた海外等直販サイト（10 サイト）についても 2022 年 3 月 18 日まではフォローアップを行い、海外等直販サイトの存在が認められた場合は、同様に改めて削除要請を行った。

削除要請の過程で確認できたレジストラ等の所在国の傾向や対応状況、意見等を整理し、より効果的なアプローチ手法を検討した。

なお、本調査業務の一部を外注先に委託した。

2. 調査方法及び結果

（1）調査方法

調査は、経済産業省から提供された対象ドメイン名（計 30 件）について、適切な連絡先に削除要請のメールを送る方法とした。

必要に応じて違法性についての情報やスクリーンショット等を提供し、削除要請先からの質問に回答する等、ドメイン名の停止についての協力を得られるよう、複数回に渡り働きかけと交渉を行った。レジストラが削除・閲覧停止に協力を行わない等非協力的な回答や対応がみられた場合には、プロバイダやレジストリにも通知を行う等、適切と考えられる方法で働きかけを行った。

（2）調査結果

製品安全 4 法違反となる海外等直販サイトの削除に向けた取組は、2022 年 3 月 18 日時点で、30 件のうち 16 件はサイトの削除・閲覧停止の状態であり、14 件はサイトの削除・閲覧停止まで至らなかった。14 件のうち 2 件は、事業期間中に一旦サイトが削除されたが、その後サイトが復活したものが含まれている。レジストラ

による閲覧停止の期限設定の関係から、一時的に閲覧可の状態に戻っているものも確認された。これらのサイトについては、レジストラ等に対し、再度の削除・閲覧停止の要請を求めた。

IV. 所在地等が不明な販売事業者の実態調査

今回調査対象とした販売事業者に関しては、特定商取引法で定める販売事業者名、所在地の情報については全て表記が行われていた。国別には、日本：360件、中国（香港含む）：242件、韓国：1件となっている。

こうした海外の販売事業者のケースについては、最終的に回答（PSマークの表示が判る写真等）の入手に至らなかったケースが多数あり、輸入事業者が明確であると確認できたケースはほとんどなかった。

また、実際の商品ページや出品要綱を元にモールサイトでの取引の形態、販売代行や個人輸入代行、事業者向けの輸入代行のパターンを整理し、想定される各ケースでの販売方法において、PSマークの表示や届出にかかる課題等を整理した。

V. 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出

1. 法令遵守確認の有効性の確認について

法令遵守確認の実施により、PSマークのない製品をモールサイトで出品している販売事業者の存在が認められた。

また、そうした販売事業者に対し、PSマークの必要性や販売事業者の法的義務の履行に関する周知を実施できたこと、それによって、販売事業者が自ら出品を取りやめる等法令順守を促す効果を得られたこと等、本事業で求められるところの本調査業務による一定の効果があつたと考えられる。

一方、本調査業務を通じて、以下のような課題もあることが確認されたことから、以下のとおり、今回の調査業務の段階毎に項目を列挙し、それぞれに対する有効性の検証を行い今後に必要な対策についてもとりまとめた。

(1) 調査時期、期間に対する課題

昨年度報告では、電気除湿機、扇風機、電気ストーブ等の、いわゆる季節ものの家電製品の場合、市場実態調査の品目は実施時期によって影響を受けやすいことが課題として挙げられたものの、今年度の調査の品目では季節はずれのものはなく、調査時期の問題は生じなかった。

(2) 調査対象品目、製品の選定における課題

昨年度同様、品目によっては同一品目の調査を繰り返した場合、検索キーワードを変更する等の工夫を行っても、調査の重複（ブランド、販売事業者等）を避けていくと、検索順位がかなり下位の製品まで調査対象となる。検索順位が下位の製品を調査対象とした際には、販売事業者に対する法令の周知という点ではよいものの、検索順位が低ければ低いほど消費者が購入に至る機会は少なくなると考えられ、法令適合が確認できない製品の販売抑止効果は検索順位が上位にある製品に比べて限定的になると考えられる。

PSマークの必要性、販売者の法的義務の周知や、消費者が実際に商品を購入する行動の観点からいえば、同一品目内で多数選定することに拘ることなく、検索の結果で上位に表示される10機種等と限定した上で、品目を広く調査することが効果的ではないかと考えられるが、リチウムイオン蓄電池等、事故の発生が続いている製品については、法令で定める義務の履行状況の監視を継続的に行うという視点も必要なため、事業の実施に際しては、それぞれの目的に応じて使い分けることがよいと考えられる。

なお、今年度はカートリッジガスこんろ、開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ等の選定予定数の充足が困難なものがあったが、品目を柔軟に変更することで調査予定数を完了した。

(3) 照会票の送付、回収における課題

- ① 特商法に基づく表記には、電子メール広告の提供を行う場合等の例外を除き、販売事業者のE-mailアドレスを表示することが必須とはなっていない。このため、E-mailアドレスの公開がないモール運営事業者や、モールサイトにE-mailアドレスを公開することによる、迷惑メール等のトラブルを回避する目的から、E-mailアドレスを原則として非公開としたモール運営事業者があり、販売事業者のE-mailを入手できない・知ることが出来ない又は、販売事業者と連絡が付くまでに時間がかかる等の事象が発生することとなった。
- ② 照会票に回答のない事業者に対しては、E-mailによる複数回の督促や、国内に存在し連絡の付く事業者に対しては電話による督促を行った。しかし、こうした督促や販売事業者への問い合わせの実施については、販売事業者が迷惑メールであると判断したもの、フィッシング詐欺を疑ったケース等があり、本事業の説明をどのように実施し、販売事業者へ理解を求めるかについての課題は残ることとなった。

①については、モール運営事業者との調整を行い、モール運営事業者から販売事業者に対し、JETへ連絡するよう働きかけを行ってもらい、チャット機能がある場合にはそれを活用する等、モールの運営事業者と調整を行うことで実態に沿った対応をした。また、②の回収率向上の取組みとして、特に海外事業者向けの案内は、日本語・英語・中国語の3カ国語に対応した連絡メールや、日本語・中国語の2カ国語による照会票を用意する等の工夫を実施したほか、JETが本事業（ネットパトロール事業）を国から受託し実施していることを経済産業省のホームページに記載してもらい等の改善を行った。

（４）照会結果の検証における課題

調査を契機として、特にPSマークの表示を中心に、場当たりの修正が行われたのではないかという疑いがある事例や、法の解釈に誤解があるとみられる事例がいくつか判明した。

2. 製品安全4法の法執行面や制度面での課題

(1) 販売事業者に対するPSマークの正しい理解の促進

- ① 照会票の送付にあたり、製品安全4法で定めるPSマークの表示に関する義務等をJETより説明したことにより、PSマークの表示の必要性等の誤解をしていたことに気づいた事業者が存在した。JETと販売事業者とのやりとりを示す詳細は表VI-1のとおり。

表VI-1 JETと販売事業者とのやりとりの例

品目	概要 (販売事業者から受けた返信の内容より)
カートリッジ ガスこんろ	並行輸入品はPSマークがなくても良いと誤解していた
カートリッジ ガスこんろ	メーカーに確認したところ、電気製品でないかぎり、PSマークが必要ないと思い込んでいた。国際的なPCマークを持っているため販売していた。
携帯用レーザー 応用装置	レーザーポインタにPSEマークが付いているものとして入荷していたが、本体を確認したところPSEマークが付いていないことから非公開とした。 (箱には(P S) Eマークがあったが、電安法ではなく消安法の対象製品である)

- ② 商品ページにおける消費者に向けた説明において、PSマークを認証マークとして説明している販売事業者が見受けられた。これにより、PSマークが必須でなく特別に優良であるという誤解を消費者に招く等の悪影響があると考えられる。

PSマークの確認の必要性については、経済産業省のホームページ等で周知を行っているが、販売事業者販売事業者へ向けた啓発用リーフレット等により、PSマーク制度に関する正しい理解を促進させるための方策が更に必要ではないかと考える。

(2) 消費者に対するPSマークの正しい理解の促進

製品安全4法の規制対象製品を購入する際には、適法な表示がなされた製品を購入するよう、PSマークの正しい理解をするための方策が必要ではないかと考えられる。

また、個人輸入や輸入代行業者を利用することにより製品安全4法の義務を履行していない製品は、国の定めた技術基準に適合していない不安全なものであるおそれがあることを踏まえた上で、購入の是非を判断するようあわせて啓発が必要である。

(3) モール運営事業者に対するP Sマークの表記ルールの依頼

モール運営事業者によっては、法律に基づく許認可、届出等を行っていない商品を販売することを禁じており、この中には製品安全4法の規制対象製品もあると考えられる。ただし、今回の調査において、商品ページに掲載されている写真にP Sマークがない、又はP Sマークがあると説明されているにもかかわらず、実際には製品にP Sマークの表示がないまま販売されているという実態がわかった。

このため、販売事業者に対してP Sマークが必要な製品であるか、P Sマークの表示があるかといった点の情報を商品の説明ページに明記するルールを定める等によって、消費者が正しく商品を択できる情報を提供するよう、モール運営事業者が働きかけることが期待される。

3. 製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する今後の取り組み

製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイト（以下、法令違反直販サイトという。）に対しては、登録するレジストラに向けて削除を要請しつつ、削除まで至ったものについてはその後も監視を継続する体制を基本として取り組んだ。

今年度の監視業務においては、要請により削除まで至った法令違反直販サイトがある一方で、削除まで至らなかった法令違反直販サイトも見受けられた。

今後の法令違反直販サイトの削除要請における取り組みにおいては、レジストラ等に対する継続的な働きかけや、一般消費者に向けた悪質な海外ウェブサイトの周知等が重要となる。

以 上